



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第687号 令和6年3月29日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表	題	担当課名
3 7		徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
3 8		徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
3 9		機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

【告示】

番 号	表	題	担当課名
1 7 3		機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課

【訓令】

番 号	表	題	担当課名
5		機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

一 知事直轄組織に知事戦略公室を設置することとした。

二 危機管理部

- 危機管理政策課、防災対策推進課、消防保安課、消費者政策課及び安全衛生課を設置することとした。
- 防災対策推進課に事前復興室を設置することとした。

三 企画総務部

- 政策企画課、総務監察課、人事課、職員厚生課、総務事務管理課、財政課、管財課、税務課、市町村課、情報政策課及び統計課を設置することとした。
- 総務監察課に法制文書室を、情報政策課に行政DX推進室を設置することとした。

四 観光スポーツ文化部

- にぎわい政策課、観光政策課、万博推進課、スポーツ振興課、スポーツ交流課、文化振興課及び文化資源活用課を設置することとした。
- 観光政策課に交流創造室を、文化振興課に文化プロジェクト室を設置することとした。

五 生活環境部

- 生活環境政策課、県民ふれあい課、労働雇用政策課、男女参画・人権課、交通政策課、サステナブル社会推進課、環境指導課及び環境管理課を設置することとした。
- 生活環境政策課に国際交流室を、労働雇用政策課に移住交流室を、サステナブル社会推進課に脱炭素推進室を設置することとした。

六 こども未来部

- こども未来政策課、子育て応援課及び青少年・こども家庭課を設置することとした。
- こども未来政策課、子育て応援課及び青少年・こども家庭課を設置することとした。

七 保健福祉部

- 国保・地域共生課を地域共生推進課に改組することとした。
- 健康づくり課を健康寿命推進課に改組し、同課に国保運営室を設置することとした。

八 経済産業部

- 経済産業政策課、企業支援課、産業創生・大学連携課及び産業人材課を設置することとした。
- 経済産業政策課に商務流通室を設置することとした。

九 農林水産部

- もうかるブランド推進課をとくしまブランド推進課に、鳥獣対策・ふるさと創造課を鳥獣対策・里山振興課に、スマート林業課を林業振興課に、森林整備課を森林土木・保全課に改組することとした。
- 農林水産政策課に農地政策室を設置することとした。

十 県土整備部

1 水管理政策課を河川政策課に、砂防・気候防災課を砂防防災課に、水・環境課を水環境整備課に、運輸政策課を港湾政策課に改組することとした。

2 都市計画課にまちづくり室を、營繕課にプロジェクト室を設置することとした。

十一 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

十二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第三十八号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則**（規則第三十九号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う所要の整備を行うこととした。

二 徳島県税条例施行規則

徳島県会計規則

徳島県収入証紙条例施行規則

徳島県公有財産取扱規則

徳島県契約事務規則

徳島県予算の編成及び執行に関する規則

徳島県財政事情の公表の閲覧の請求及びその方法に関する規則

徳島県公舎管理規則

徳島県港湾施設管理条例施行規則

河川法施行細則

徳島県職員被服等貸与規則

徳島県物品購入審査委員会規則

徳島県職員の勤務発明等に関する規則

徳島県補償審査委員会設置規則

徳島県職員委員会規則

徳島県用度事業特別会計規則

徳島県有車両管理規則

徳島県庁舎等管理規則

徳島県土地改良財産規則

生活保護法施行細則

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

徳島県環境影響評価条例施行規則

知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則
徳島県流域下水道事業財務規則
二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「部」を「知事直轄組織及び部」に改め、「（第十七条第三項を除く。）」を削り、「及び局」を「」に、「部及び局」を「知事直轄組織及び部」に改め、同条第三号ハ中「局」を削る。

第五条の見出し中「局」を「知事戦略公室」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事直轄組織に、知事戦略公室を置く。

第五条第二項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「部及び局に」を「部に」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課
危機管理部	危機管理政策課　防災対策推進課　消防保安課　消費者政策
企画総務部	課　安全衛生課
観光スポーツ文化部	にぎわい政策課　観光政策課　万博推進課　スポーツ振興課
生活環境部	スポーツ交流課　文化振興課　文化資源活用課
保健福祉部	生活環境政策課　県民ふれあい課　労働雇用政策課　男女参画・人権課　交通政策課　サステナブル社会推進課　環境指導課　環境管理課
こども未来部	こども未来政策課　子育て応援課　青少年・こども家庭課
経済産業部	保健福祉政策課　地域共生推進課　医療政策課　健康寿命推進課　感染症対策課　薬務課　長寿いきがい課　障がい福祉課
人材課	経済産業政策課　企業支援課　産業創生・大学連携課　産業

農林水産部											
農林水産政策課 みどり戦略推進課 とくしまブランド推進 課 鳥獣対策・里山振興課 畜産振興課 林業振興課 水産 振興課 漁業管理調整課 農山漁村振興課 生産基盤課 森 林土木・保全課											
県土整備部						県土整備政策課 建設管理課 用地対策課 高規格道路課 道路整備課 都市計画課 住宅課 営繕課 河川政策課 河 川整備課 砂防防災課 水環境整備課 港湾政策課 河					
課						室					
都市計画課	農林水産政策課	経済産業政策課	健康寿命推進課	医療政策課	労働雇用政策課	サステナブル社会推進課	移住交流室	国際交流室	文化プロジェクト室	行政DX推進室	法制文書室
まちづくり室	農地政策室	商務流通室	国保運営室	広域医療室	脱炭素推進室						

第六条第一項中「ため」の下に「局として」を加える。
第七条の表を次のように改める。

医務技監	
保健福祉部	上司の命を受け、医療及び健康増進に関する事項を統括整理する。

「**課**」に改め、「受け、」の下に「上席秘書幹又は」を加える。

第十七条第二項の表上席政策調査幹の項を削り、同表政策調査幹の項中「必要な」を「知事戦略公室又は必要な」に改め、同条第三項中「それぞれ」を削り、同項の表部長の項及び校長の項を削る。

第十八条第一項の表参事の項中「部」を「部又は知事戦略公室」に改め、同表課長補佐の項、係長の項及び主任の項中「部、」の下に「知事戦略公室、」を加える。

第十八条第二項の表大学・産業創生統括監の項中「政策創造部」を「経済産業部」に改め、同項の前に次のように加える。

知事戦略公室長	知事戦略公室
上司の命を受け、知事戦略公室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。	

第十七条第一項の表副課長の項中

「**課**」を「**知事戦略公室又は**」

第八条中「危機管理環境部消防保安課」を「危機管理部消防保安課」に改める。
 第九条第一項を削り、同条第二項中「第五条及び前項」を「第五条第二項」に改め、同項の表中「政策創造部」を「経済産業部」に改め、同項を同条とする。
 第十条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。
 (知事戦略公室の分掌事務)

第十条の二 知事戦略公室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 秘書に関すること。

二 知事の特命事項に関すること。

第十一条中「(監察局を除く。)」を削る。

第十三条中「及び監察局」を削り、「(経営戦略部にあつては、総務課)並びに」を「及び」に改め、「掲げる事務」の下に「(企画総務部にあつては、第五号に掲げるものを除く。)」を加える。

第十五条中「第十一條」を「第十条の二」に改める。

第十六条中「課等」を「知事戦略公室、課等」に改める。

第十七条第一項の表部長の項の次に次のように加える。

住宅課	建築指導室
営繕課	プロジェクト室

環境指導統括監	生活環境部	上司の命を受け、環境指導行政の推進に関する事項を統括整理する。
---------	-------	---------------------------------

第十八条第二項の表文化・スポーツ交流統括監の項を削り、感染症・疾病予防統括監の項から県土強靭化統括監の項までを次のように改める。

プロジェクト統括監	県土整備部	上司の命を受け、建築・改修プロジェクトに関する事項を統括整理する。
戦略プロジェクト統括監	知事戦略公室	上司の命を受け、特命プロジェクトの推進に関する事項を統括整理する。
新未来創生統括監	知事戦略公室	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を統括整理する。
危機管理監	危機管理部又は知事戦略公室	上司の命を受け、防災及び減災に関する事項を統括整理する。

第十八条第二項の表人権教育啓発推進センター所長の項及び男女共同参画総合支援センター所長の項中「未来創生文化部」を「生活環境部」に改め、同項の次に次のように加える。

万博推進幹	徳島県関西本部	上司の命を受け、二千二十五年日本国際博覧会への参画及びこれを契機とした県の魅力発信の推進に関する事務を処理する。
航空戦略幹	秘書幹	上司の命を受け、上司等の秘書に関する事務を処理する。
観光政策課	知事戦略公室	上司の命を受け、報道機関との連絡及び調整に関する事務を処理する。
航空戦略幹	秘書幹	上司の命を受け、航空路線の誘致及び確保に関する事務を処理する。

第十八条第二項の表万博推進幹の項及び県政広報幹の項を削り、同表海外戦略調整幹の項中「商工政策課」を「経済産業政策課」に改め、同表魅力発信幹の項を次のように改める。

第十八条第二項の表消費者行政グローバル担当室長の項を削り、同表広域行政担当室長

の項中「万博推進課」を「政策企画課」に改め、同項の次に次のように加える。

行財政改革担当室長	財政課	上司の命を受け、行財政改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------	-----	---------------------------------------

第十八条第二項の表プロジェクト担当室長の項及び国保運営担当室長の項を削り、同表新技术活用担当室長の項中「新未来産業課」を「産業創生・大学連携課」に改め、同項の次に次のように加える。

輸出推進担当室長	とくしまプラン ド推進課	上司の命を受け、農林水産物の海外での販路拡張に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------	-----------------	--

第十八条第二項の表強靭化・安全対策担当室長の項中「の強靭化」を「の強靱化」に改め、盛土防災・事前復興担当室長の項を次のように改める。

港湾経営・管理担当室長	港湾政策課	上司の命を受け、港湾施設の活用及び管理に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-------------	-------	---

第十八条第二項の表スマート会計担当室長の項及び課長の項を削り、同条第三項の表庫長の項中「、共用自動車及び貸出自動車」を「及び共用自動車」に改める。

第十九条中「部、」の下に「知事戦略公室、」を加える。

第二十条中「本部長」を「知事戦略公室長、本部長」に改める。

第二十四条の表中「経営戦略部」を「企画総務部」に改める。

第三十三条第一項中「及び局に」を「に」に改め、「又は局」を削り、同項の表を次のように改める。

生活環境部	危機管理部			部		
環境センター	徳島県立保健製薬	徳島県動物愛護管	徳島県食肉衛生検	名称	位置	所管区域
三丁目	徳島市新蔵町	名西郡神山町	町二丁目	徳島市不動本	徳島市不動本	徳島市不動本

第三十三条第二項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改める。

第三十四条第一項中「及び局」を削り、同項の表危機管理環境部の項の項名を「危機管理部」に改め、同表経営戦略部の項の項名を「企画総務部」に改め、同表未来創生文化部の項の項名を「観光スポーツ文化部」に改め、同項の次に次のように加える。

こども未来 部		徳島県中央こども 女性相談センター	徳島県南部こども 女性相談センター	徳島市昭和町 五丁目	徳島市鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
保健福祉部	経済産業部	学校	女性相談センター	阿南市領家町	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県立総合看護 学校	徳島県立工業技術 センター	徳島市新蔵町 三丁目	美馬市穴吹町	阿南市領家町	
徳島県立精神保健福 祉センター	徳島市雜賀町 二丁目	徳島市鮎喰町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡		
農林水産部	徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター	徳島県立西部テク ノスクール	徳島県立南部テク ノスクール	阿南市桑野町 町	名西郡石井町 町 美馬郡つるぎ

こども未来部	徳島県立徳島学院	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十六条	鳴門市大麻町
--------	----------	--	--------

第二十四条第一項の表商工労働観光部の項及び未来創生文化部こども未来局の項を削り、同条第二項の表徳島県産業人材育成センターの項を削る。

第三十八条第一項中「、徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を削り、「鳥居記念館」の下に「、徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」を加え、「、徳島県保健所」を削り、「及び」を「、徳島県保健所及び」に改める。

第三十九条第一項の表次長の項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 徳島県立保健製薬環境センター

第三十九条第一項の表次長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 徳島県保健所

第三十九条第一項の表副課長の項第二号を削る。

第四十七条第二項中「及び徳島県こども女性相談センターを」を「を」に改め、同項の表を次のように改める。

総合県民局	徳島県保健所	位 置	所 管 区 域
徳島県南部 総合県民局	徳島県阿南保健所	阿南市領家町	阿南市 那賀郡
徳島県西部 総合県民局	徳島県美波保健所	海部郡美波町	海部郡
徳島県三好保健所	三好市穴吹町	美馬市	美馬市 美馬郡
三好市池田町	三好市	三好市	三好郡

別表第一消費者くらし安全局の項からこども未来局の項までを削る。

別表第二危機管理政策課の項第一号中「及び環境行政」を削り、同項第四号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改め、同表とくしまゼロ作戦課の項を次のように改める。

一 南海トラフ巨大地震対策をはじめとする災害対策の企画及び調整に關すること。

- 二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に關すること（他課の分掌に屬するものを除く。）。
- 三 自衛隊に対する災害派遣の要請に關すること。

<p>政策企画課</p> <hr/> <p>一 県の行政の企画及び調整に関すること。</p> <p>二 政策提言に関すること。</p> <p>三 県の総合計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>四 庁議及び主管課長会議に関すること。</p> <p>五 地方分権の推進に関すること。</p>	<p>二十一 徳島県ワンヘルス推進条例（令和五年徳島県条例第二十三号）の施行に関すること。</p> <p>別表第二総合政策課の項を次のように改める。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事前復興室</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">事後復興室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 十四 徳島県復興指針に関すること。 十五 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関すること。 十六 戦略的災害医療プロジェクトに関すること。 十七 徳島県命を守るための大規模災害対策基金及び徳島県災害医療推進基金に関すること。 </td><td style="padding: 5px;"> 十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。 十九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の施行に関すること。 二十 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二十一 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二十二 徳島県防災会議及び徳島県石油コンビナート等防災本部に関すること。 二十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。 </td></tr> </tbody> </table>	事前復興室	事後復興室	十四 徳島県復興指針に関すること。 十五 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関すること。 十六 戦略的災害医療プロジェクトに関すること。 十七 徳島県命を守るための大規模災害対策基金及び徳島県災害医療推進基金に関すること。	十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。 十九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の施行に関すること。 二十 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二十一 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二十二 徳島県防災会議及び徳島県石油コンビナート等防災本部に関すること。 二十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。	<p>四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。</p> <p>五 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関すること。</p> <p>六 総合情報通信ネットワークシステムに関すること。</p> <p>七 徳島県国土強靭化地域計画に関すること。</p> <p>八 徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の推進に関すること。</p>
事前復興室	事後復興室						
十四 徳島県復興指針に関すること。 十五 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関すること。 十六 戦略的災害医療プロジェクトに関すること。 十七 徳島県命を守るための大規模災害対策基金及び徳島県災害医療推進基金に関すること。	十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。 十九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の施行に関すること。 二十 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二十一 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二十二 徳島県防災会議及び徳島県石油コンビナート等防災本部に関すること。 二十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。						

六 知事会議に關すること。
七 広域連合に係る総合的な連絡調整に關すること。
八 國土形成計画及び連携施策に關すること。
九 企画総務部の庶務事務の処理に關すること。
十 徳島県総合計画審議会に關すること。

別表第二中万博推進課の項から秘書課の項までを削り、総務課の項を次のように改める。

総務監察課
一 行政書士に關すること。
二 宗教法人に關すること。
三 県民の褒賞に關すること。
四 職員の職務執行の適正を確保するための監察に關すること。
五 県に対する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第百一二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の職務執行の適正の確保に關するものの処理に關すること。
六 業務に關する要望等に対する職員の対応に關すること。
七 不当要求行為等の対策に關すること。
八 行政手続制度の総括に關すること。
九 公益法人及び移行法人並びに公益信託に關する事務の調整に關すること。
十 徳島県行政不服審査会に關すること。
十一 徳島県公益認定等審議会の総括に關すること。
十二 他部（知事直轄組織を含む。）の主管に屬しない事務で部内その他課の分掌に屬しないこと。
十三 条例案、規則案、告示案及び訓令案その他文書の審査に關すること。
十四 県庁内における法律相談に關すること。
十五 公文書管理の総括に關すること。
十六 文書の受領、配布及び発送に關すること。
十七 公印の管守に關すること。
十八 徳島県報の発行に關すること。
十九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十二条第一項の規定による審理員意見書の作成に關すること。

別表第二人事課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同項第十四号中「（県立総合大学校本部の分掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同

項第十二号とし、同表職員厚生課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金に関すること。

別表第二職員厚生課の項の次に次のように加える。

総務事務管理課	一 職員の給与に関すること（扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関する事に限る。） 二 職員の児童手当に関する事。 三 職員の旅費並びにパートタイム会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び共済費の支出に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 四 職員の年末調整に関する事。
---------	---

別表第二財政課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 行財政改革に関する事。

別表第二税務課の項第二号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、同項中第十三号を第十四号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十三 森林環境税の払込みに関する事。

別表第二スマート県庁推進課の項からダイバーシティ推進課の項までを次のように改める。

市町村課	一 市町村等（市町村又は市町村若しくは市町村のみが加入する地方公共団体の組合で組織する地方公共団体の組合をいう。以下この項において同じ。）の行政及び財政に関する事。 二 市町村職員共済組合に関する事。 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事。 四 市町村の廃置分合及び境界変更に関する事。 五 市町村等の地方公務員に対する当該地方公務員の任命権者の依頼を受けた研修の実施に関する事。 六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。） 七 市町村等の地方債に関する事。 八 市町村の地方交付税及び地方特例交付金の算定及び検査に関する事。 九 地方税法に基づき知事が行う市町村税に関する権限の行使に関する事。 十 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二
------	--

観光政策課	別表第二ダイバーシティ推進課の項の次に次のように加える。	にぎわい政策課	統計課	情報政策課	
				行政D室	X推進室
一 観光に関する施策の企画及び調整に関すること。	一 行政情報化に係る施策の企画及び調整に関すること。	一 統計調査に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。	一 行政情報化に係る施策の企画及び調整に関すること。	十一 市町村の設立に係る土地開発公社に關すること。	年 法律第百四号）の施行に關すること。
二 観光資源の創出及び活用に関すること。	二 全府的な情報システムの開発及び運用等に關すること。	二 統計情報の加工及び分析に關すること。	二 情報通信基盤の整備の推進に關すること。	十二 徳島県選挙管理委員会に關すること。	
三 観光振興基本計画に関すること。	三 行政手続のオンライン化に關すること。	三 統計調査事務の調整に關すること。	三 革新的な技術を活用した業務改革に關すること。	十三 自治紛争処理委員及び徳島県固定資産評価審議会に關すること	。年 法律第百四号）の施行に關すること。
四 観光客の受入体制に関すること。	四 統計知識の普及並びに統計の発展及び改善に關すること。	四 統計調査事務の調整に關すること。	四 行政情報化に係る施策の企画及び調整に関すること。		
五 観光統計及び観光調査に関すること。	五 統計情報の利活用に關すること。	五 県政資料及び統計資料の収集及び管理に關すること。	五 全府的な情報システムの開発及び運用等に關すること。		
六 観光関連施設等の整備に関すること。	六 行政資料室に関する事務で他の主管に属しないこと。	六 行政資料室に関する事務で他の主管に属しないこと。	六 行政手続のオンライン化に關すること。		

文化プロジエクト室	文化振興課	スポーツ交流課	スポーツ振興課	万博推進課	交流創造室				
					交	流	創	造	室
七 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。	一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。 二 文化関係団体に関すること。 三 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。 四 德島県文化創造審議会に関すること。 五 德島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。	一 スポーツ交流の推進に関すること。 二 プロスポーツに係る総合調整に関すること。 三 ワールドマスターーズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること	一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。 二 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。 三 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。 四 徳島県立中央武道館に関すること。 五 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。	一一二千二十五年日本国際博覧会への参画に向けた企画及び交流の促進に関すること。	十四 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。	八 観光関係団体の育成指導に関すること。 九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。	八 旅行業に関すること。 九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。	八 旅行業に関すること。 九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。	八 旅行業に関すること。 九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。
六 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。	七 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。								

文化資源活用課		生活環境政策課		労働雇用政策課	
県民ふれあい課	国際交流室	県民ふれあい課	国際交流室	労働雇用政策課	労働雇用政策課
<p>一 県民協働の促進及び県民生活の向上並びに環境行政の推進に関する総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。</p> <p>三 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の施行に関すること。</p> <p>四 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。</p> <p>五 生涯学習の促進に関すること。</p> <p>六 徳島県大規模災害被災者等支援基金に関すること。</p> <p>七 生活環境部の庶務事務の処理に関すること。</p> <p>八 徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会に関すること。</p> <p>九 国際交流に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>十 多文化共生に関すること。</p> <p>十一 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>十二 旅券の交付に関すること。</p>		<p>一 広報に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 とくしま日安箱、パブリックコメント、e—モニターアンケートその他の県民広聴に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 県民相談に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 県庁ふれあいセンターに関する事。</p> <p>五 情報公開制度の総括に関する事。</p> <p>六 個人情報保護制度の総括に関する事。</p> <p>七 徳島県情報公開・個人情報保護審査会に関する事。</p>		<p>一 文化財の保護及び活用に関する事。</p> <p>二 世界遺産及び日本遺産への登録に向けた活動に関する事。</p> <p>三 銃砲刀剣類の登録審査等に関する事。</p> <p>四 徳島県文化財保護審議会及び徳島県銃砲刀剣類登録審査委員に関する事。</p> <p>五 徳島県立埋蔵文化財総合センターに関する事。</p>	
<p>一 労働及び雇用に関する施策の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>二 労働組合に関する事。</p>					

三	労働福祉に関すること。
四	雇用対策に関すること。
五	労働情報及び労働相談に関すること。
六	徳島県労働委員会に関すること。
七	地域振興に関する企画及び調整に関すること。
八	移住交流施策の推進に関すること。
九	市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。
十	過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。
十一	とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。
十二	地方創生推進員及び地域おこし協力隊の運営に関すること。

課	サステナブル社会推進課	交通政策課
一	環境政策の企画及び調整に関すること。	一 運輸交通に係る企画及び調整に関すること。
二	徳島県条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に関すること。	二 バス及び鉄道の整備及び利用の促進に関すること。
三	関すること。	三 海上交通に関すること。
四	三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。	四 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に関すること（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）第七条第一項の規定により知事が行うこととされるものに限る。）。
五	四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百十七号）の施行に関すること。	
六	五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。	
七	六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。	
	七 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること	

別表第二男女参画・人権課の項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二男女参画・人権課の項第十四号中「（女性支援）」を「の庶務事務（女性支援）」に、「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改め、同表文化・未来創造課の項からスポーツ振興課の項までを次のように改める。

環境管理課	環境指導課		
		脱炭素 推進室	
一。有害化学物質に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）	一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関すること。	十七、自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。	八、環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。
二、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に	二、廃棄物適正処理の推進に関すること。	十八、自然エネルギー協議会に関すること。	九、環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。
	三、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。	十九、自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。	十、省資源運動の推進に関すること。
	四、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第一百四号）の施行に関すること（建設資材廃棄物の再資源化等に係ることに限る。）。	十六、徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。	十一、自然保護に関すること。
	五、廃棄物の広域処理に関すること。	十七、自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。	十二、自然公園に関すること（国土整備部及び総合県民局国土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。
	六、徳島県廃棄物処理計画に関すること。	十八、自然エネルギー協議会に関すること。	十三、徳島県環境創造基金に関すること。
	七、徳島県分別収集促進計画に関すること。	十九、自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。	十四、徳島県環境審議会に関すること。
	八、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。	十六、徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。	十五、徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。
	九、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関すること。	十七、自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。	。
	十、徳島県自動車廃物認定委員会に関すること。	十八、自然エネルギー協議会に関すること。	
	十一、一般財団法人徳島県環境整備公社に関すること。	十九、自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。	

別表第二ースポーツ振興課の項の次に次のように加える。

こども未来 政策課	
こども未来 政策課 と。	<p>関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行に関すること。</p> <p>三　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関すること。</p> <p>五　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関すること。</p> <p>六　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の施行に関すること。</p> <p>七　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関すること。</p> <p>八　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行に関すること。</p> <p>九　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の施行に関すること。</p> <p>十　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関すること。</p> <p>十一　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行に関すること。</p> <p>十二　土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関すること。</p> <p>十三　徳島県生活環境保全条例の施行に関すること（生活環境の保全に関する規制等に係るものに限る。）。</p> <p>十四　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関すること。</p> <p>十五　徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の施行に関すること。</p> <p>十六　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関すること。</p> <p>十七　環境配慮の推進に関すること。</p> <p>十八　公害紛争処理法に規定するあつせん委員、調停委員会及び仲裁委員会並びに徳島県環境影響評価審査会に関すること。</p> <p>十九　私立学校に関すること。</p> <p>二十　徳島県総合教育会議に関すること。</p> <p>二十一　徳島県奨学金返還支援基金及び徳島県こども未来基金に関すること。</p>

六 こども未来部の庶務事務の処理に関すること。

七 とくしまこども未来会議及び徳島県私立学校審議会に関すること。

別表第二こどもまんなか政策課の項の項名を「子育て応援課」に改め、同項第十号及び第十一号を削り、同表こども家庭支援課の項の項名を「青少年・こども家庭課」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同項第九号中「に関する」を「及び徳島県いじめ問題調査委員会に関する」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 放課後児童健全育成事業に関すること。

十 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。

別表第二国保・地域共生課の項の項名を「地域共生推進課」に改め、同項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、第十号を第六号とし、同号の次に次の四号を加える。

七 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関すること。

八 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の施行に関すること。

九 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること。

十 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の施行に関すること。

別表第二国保・地域共生課の項第十二号を次のように改める。

十一 社会福祉施設等の指導監査に関すること。

別表第二国保・地域共生課の項中第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、同表医療政策課の項第二十号中「徳島県立総合看護学校及び徳島県診療所」を「徳島県診療所及び徳島県立総合看護学校」に改め、同表健康づくり課の項を次のように改める。

健康寿命推進課

一 母子保健法の規定による未熟児に対する養育医療給付等に関すること。
二 児童福祉法の規定による結核児童に対する療育医療給付等に関すること。
三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
四 健康増進法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除くこと）。
五 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の施行に関すること。
六 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の施行に関すること。
七 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関すること。

と。

八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に関すること。

九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の施行に関すること。

十 社会福祉法の施行に関すること（精神障害者福祉に係るものに限る。）。

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の施行に関すること（精神保健及び精神障害者福祉並びに身体障害児の育成医療に係るものに限る。）。

十二 国民健康づくり対策に関すること。

十三 生活習慣病対策に関すること。

十四 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。

十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関すること。

十六 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の施行に関すること。

十七 難病対策（慢性疾患により長期療養を要する児童等に対する児童福祉法の規定による医療給付等を含む。）に関すること。

十八 徳島県小児慢性特定疾病審査会、徳島県精神保健福祉審議会、徳島県健康対策審議会及び徳島県指定難病審査会に関すること。

十九 徳島県精神保健福祉センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。

国保運 営室

二十 国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）の施行に関すること。

二十一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

二十二 徳島県国民健康保険財政安定化基金及び徳島県後期高齢者医療財政安定化基金に関すること。

二十三 国民健康保険審査会、徳島県国民健康保険運営協議会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

別表第二長寿いきがい課の項中第十五号を第十七号とし、第一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の施行に関すること。

十二 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）の施行に関すること。

別表第二障がい福祉課の項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一
号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 障がい者の芸術文化活動に関すること。

別表第二商工政策課の項から労働雇用戦略課の項までを次のように改める。

経済産業政策課	
企業支援課	商務流通室
一 経済産業行政の総合的な企画及び調整に関すること。 二 産業情報の収集及び提供に関すること。	四 県人会等関係団体に関すること。
三 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他商工団体に関すること。	五 公益財団法人とくしま産業振興機構に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
六 経済産業部の庶務事務の処理に関すること。 七 徳島県東京本部及び徳島県関西本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。	八 貿易の振興その他産業の国際化に関すること。 九 物産の振興及び販路拡張に関すること。 十 伝統工芸品の販路拡張に関すること。
一 中小企業の経営支援に関すること。 二 中小企業の経営革新の支援に関すること。 三 徳島県信用保証協会に関すること。 四 貸金業に関すること。 五 企業立地の推進及び企業誘致に関すること。 六 工業用水の需給計画に関すること。 七 電源立地地域対策交付金に関すること。 八 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金に関すること。 九 徳島県大規模小売店舗立地審議会に関すること。	一 中小企業の経営支援に関すること。 二 産業分野のデジタルトランスフォーメーションに係る施策の推進に関すること。 三 地場産業の振興に関すること。 四 伝統産業の振興に関すること。 五 発明及び知的財産権に関すること。 六 下請中小企業の振興に関すること。 七 産学官連携の推進に関すること。 八 高等教育機関と連携した若者の就学及び就業の促進並びに産業振

農地政 策室	農林水産政 策課	<p>別表第二観光政策課の項及びにぎわいづくり課の項を削り、同表農林水産政策課の項を次のように改める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 農林水産行政の総合的な企画及び調整に関すること。 二 森林組合、水産業協同組合及び土地改良区の検査に関すること。 三 農業金融に関すること。 四 林業金融に関する事（林業改善資金貸付金及び株式会社日本政策金融公庫資金に係るものに限る。）。 五 水産金融に関する事。 六 農業協同組合及び農事組合法人等に関すること。 七 農業共済に関すること。 八 農林水産部（農山漁村振興課、生産基盤課及び森林土木・保全課を除く。）の庶務事務の処理に関すること。 九 徳島県農林水産審議会及び徳島県農業共済保険審査会に関すること。
十 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること。 十一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の施行に関すること。 十二 国有農地等の管理に関すること。 十三 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の施行に関すること。 十四 都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の施行に関すること。 十五 耕作放棄地対策に関すること。 十六 農地の有効活用に関すること。		<p>興をはじめとした地域の活力向上及び持続的な発展に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 九 高等教育機関との連携に係る調整に関すること。 十 計量法（平成四年法律第五十一号）の施行に関すること。 十一 科学技術の振興に関すること。 十二 徳島県立工業技術センターの庶務事務に係る連絡及び調整にすること。

十七 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関すること。

十八 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）の施行に関すること。

十九 徳島県農業構造改革支援基金に関すること。

二十 市町村農業委員会に関すること。

別表第二みどり戦略推進課の項第十三号中「消費者くらし安全局安全衛生課」を「安全衛生課」に改め、同表もうかるブランド推進課の項の項名を「とくしまブランド推進課」に改め、同表鳥獣対策・ふるさと創造課の項の項名を「鳥獣対策・里山振興課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

九 徳島県豊かな森づくり推進基金に関すること。

別表第二スマート林業課の項の項名を「林業振興課」に改め、同項第十八号及び同表水産振興課の項第七号中「法人検査課」を「農林水産政策課」に改め、同表農山漁村振興課の項第二号中「生産基盤課及び法人検査課」を「農林水産政策課及び生産基盤課」に改め、同項第九号中「森林整備課」を「森林土木・保全課」に改め、同表森林整備課の項の項名を「森林土木・保全課」に改め、同表用地対策課の項第六号中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改め、同表高規格道路課の項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 県営渡船に関すること。

別表第二高規格道路課の項中第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の施行に関すること（道路整備課の分掌に属するものを除く。）。

三 道路の認定、区域の決定及び供用の開始に関すること。

四 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）の施行に関すること（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第三条第一項の規定により知事が行うこととされるものに限る。）。

五 市町村道に関すること（道路整備課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二道路整備課の項第一号中「（昭和二十七年法律第一百八十号）」を削り、「こと」の下に「（道路の整備に係るものに限る。）」を加え、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「こと」の下に「（整備に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同表都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の施行に関すること（開発行為に係るものに限る。）。

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の施行に関すること（道路位置指定に係るものに限る。）。

三 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一

号) の施行に関すること。

四 土地譲渡益重課制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) の施行に関すること。

六 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 (昭和三十七年法律第百四十二号) の施行に関すること。

七 景観法 (平成十六年法律第百十号) の施行に関すること。

八 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号) の施行に関すること (路上駐車場に係るものを除く。)。

九 德島県駐車場の設置及び管理に関する条例 (昭和四十一年德島県条例第四十号) の施行に関すること。

十 德島県風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和四十五年德島県条例第二十七号) の施行に関すること。

十一 德島県屋外広告物条例 (平成四年德島県条例第五十二号) の施行に関すること。

十二 都市緑化に関すること。

十三 都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) の施行に関すること (他課の分掌に属するものを除く。)。

十四 德島県都市公園条例 (昭和二十三年德島県条例第二十号) の施行に関すること (他課の分掌に属するものを除く。)。

十五 自然公園に係る土木工事の施行に関すること。

十六 德島県開発審査会及び德島県屋外広告物審議会に関すること。

十七 都市計画法の施行に関すること (第一号に掲げるものを除く。)。

十八 鉄道高架事業に関すること。

十九 土地区画整理事業に関すること。

二十 新住宅市街地開発法 (昭和三十八年法律第百三十四号) の施行に関すること。

二十一 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) の施行に関すること。

二十二 德島県都市計画審議会に関すること。

別表第二住宅課の項第六号中「第二十号」を「第二十二号」に改め、同表住宅課の建築指導室の項第二十二号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項第三十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表営繕課の項から河川整備課の項までを次のように改める。

河川整備課	河川政策課	営繕課	
		プロジェクト室	プロジェクト
			<p>一 営繕工事に関すること。</p> <p>二 庁舎等公用・公共施設の長寿命化対策に係る技術的支援に関すること。</p> <p>三 重要建築物の企画及び設計の技術的支援に関すること。</p>
河川整備課			<p>四 庁内の建築・改築プロジェクトの企画及び技術支援に関すること。</p> <p>五 市町村の建築・改築プロジェクトの企画に係る相談に関すること</p> <p>。 。</p> <p>一 河川、砂防防災及び生活排水対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 水資源の総合調整に関すること。</p> <p>三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の施行に関すること（河川整備課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 海岸法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 公有水面埋立法の施行に関すること（港湾区域及び漁港区域に係るもの）。</p> <p>七 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関すること</p> <p>。 。</p> <p>八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること</p> <p>。 。</p> <p>九 水防無線通信に関すること。</p> <p>十 河川整備計画の作成に関すること。</p> <p>十一 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>十二 県が管理するダムの維持管理に関すること。</p> <p>十三 潟り対策の推進及び調整に関すること（ダムに起因するものに限る。）。</p> <p>十四 直轄河川整備の総合調整に関すること。</p> <p>十五 河川政策課、河川整備課、砂防防災課及び水環境整備課の庶務事務の処理に関すること。</p> <p>一 河川法の施行に関すること（河川の整備に係るものに限る。）。</p> <p>二 海岸法の施行に関すること（海岸保全施設の整備（漁港海岸、農地保全、港湾区域及び港湾隣接地域に係るもの）を除く。）に係るも</p>

のに限る。）。

三 海岸保全基本計画の作成に関すること。

別表第二砂防・気候防災課の項の項名を「砂防防災課」に改め、同項第六号中「水防対策」を「水害防止対策及び土砂災害防止対策」に改め、同項第七号を削り、同表水・環境課の項の項名を「水環境整備課」に改め、同項に次の一号を加える。

八 水防法の施行に関すること（公共下水道等の排水施設等の指定及び雨水出水浸水想定区域の指定に関するものに限る。）。

別表第二運輸政策課の項を次のように改める。

港湾政策課	一 港湾行政に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。 二 港湾計画の作成に関すること。
	三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の施行に関すること。
	四 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の施行に関すること。
	五 海岸法の施行に関すること（港湾区域及び港湾隣接地域に係るものに限る。）。
	六 公有水面埋立法の施行に関すること（港湾区域に係るものに限る。）。
	七 港湾統計に関すること。
	八 港湾施設の整備に関すること。
	九 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の施行に関すること。
	十 徳島空港の整備及び周辺整備計画に関すること。
	十一 水産基盤整備工事の施行に関すること。
	十二 港湾及び漁港区域の施設の灾害土木事業に関すること。
	十三 港湾の利活用の促進及び港湾区域の振興に関すること。
	十四 徳島県交通網整備利用促進基金に関すること。
	十五 徳島県港湾等整備事業特別会計に関すること。
	十六 徳島県地方港湾審議会に関すること。

別表第二次世代交通課の項から法制文書課の項までを削る。

別表第三県立総合大学校本部の項を削り、同表徳島県東京本部の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第五徳島県東部県土整備局の項第三十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第六徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、同表徳島県自治研修センターの項第三号を削り、同表徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の項を削り、同表文書館の項第一号を次のように改める。

一 特定歴史公文書等（徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十

七号) 第二条第四項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。) を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること。

別表第六文書館の項第二号及び第三号中「文書館資料」を「特定歴史公文書等」に改め、同表鳥居記念館の項の次に次のように加える。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮	一 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。徳島県こども女性相談センターの項において同じ。）等及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。徳島県こども女性相談センターの項において同じ。）等の保護に関すること。 二 入所した者に対する医学的又は心理学的な援助及び生活支援に関すること。 三 退所した者に係る相談その他の援助に関すること。
徳島県立保健製薬環境センター	一 病原微生物に関する試験研究及び検査に関すること。 二 食品衛生に関する試験研究及び検査に関すること。 三 疫学に関する試験研究、検査及び調査に関すること。 四 医薬品等の開発並びに品質、有効性及び安全性に関する試験研究及び技術指導に関すること。 五 医薬品等の製造承認審査に伴う試験検査に関すること。 六 医薬品等の製造管理及び品質管理に関すること。 七 薬用植物の試験栽培及び研究並びに生薬の検査及び研究に関すること。 八 有害物質を含有する家庭用品に関する試験研究及び検査に関すること。 九 環境衛生に関する試験研究及び検査に関すること。 十 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び土壤の汚染に関する監視、測定、試験研究及び検査に関すること。 十一 衛生検査技術の研修指導に関すること。 十二 公害防止の技術指導に関すること。 十三 その他保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に関し必要な試験研究、検査等に関すること。

別表第六徳島県こども女性相談センターの項第六号及び第七号を次のように改める。

六 困難な問題を抱える女性及び被害者に関する各般の相談に関すること。

七 困難な問題を抱える女性等に対する医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。

別表第六徳島県こども女性相談センターの項第九号から第十一号までを次のように改め

る。

- 九 困難な問題を抱える女性等及び被害者等の一時保護に関すること。
十 困難な問題を抱える女性等及び被害者等に係る情報の提供、助言、関係機関との連絡調整に関すること。

- 十一 困難な問題を抱える女性等の入所及び退所の決定に関すること。

別表第六「徳島県こども女性相談センター」の項第十二号中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改め、同表徳島県保健所の項を削り、同表徳島県精神保健福祉センターの項第二号中「指導」を「援助」に改め、同表徳島県発達障がい者総合支援センターの項の次に次のように加える。

徳島県保健所	一 別表第五「徳島県東部保健福祉局」の項及び別表第七「保健福祉環境部」の項に掲げる事項に関する事務のうち、法令の規定により保健所長の権限に属するものとされている事務に関すること。 二 徳島県感染症診査協議会に関すること（徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所及び徳島県三好保健所に限る。）。
--------	--

別表第六「徳島県産業人材育成センター」の項を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項に次の二号を加える。

- 十五 農山漁村未来創造事業に関すること。

- 十六 徳島県農林水産業未来創造基金に関すること。

別表第七「保健福祉環境部」の項中第五十一号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十一号とし、同項第六十二号中「及びこども女性相談センター」を削り、同号を同項第五十二号とし、同項中第六十三号を第五十三号とし、同表県土整備部の項第三十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八
附属機関の名称及び庶務を担当する組織（第五十七条関係）

五	四	三	二	一	名 称	庶務を担当する組織
徳島県交通安全対策会議	徳島県消費生活審議会	徳島県石油コンビナート等防災本部	徳島県防災会議	徳島県国民保護協議会	危機管理部危機管理政策課	危機管理部防災対策推進課
危機管理部消費者政策課	危機管理部消費者政策課	危機管理部防災対策推進課	危機管理部防災対策推進課	危機管理部危機管理政策課	徳島県防災会議	徳島県石油コンビナート等防災本部

四十二	四十一	四十		三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	三十三	三十二	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五
徳島県健康対策審議会	徳島県精神保健福祉審議会	徳島県小児慢性特定疾病審査会	地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会	徳島県医療審議会	徳島県社会福祉審議会	徳島県いじめ問題調査委員会	徳島県青少年健全育成審議会	徳島県私立学校審議会	徳島県環境影響評価審査会	公害紛争処理法に規定する仲裁委員会	公害紛争処理法に規定する調停委員会	公害紛争処理法に規定するあつせん委員	徳島県自動車廃物認定委員会	徳島県環境審議会	徳島県男女共同参画会議	会	徳島県情報公開・個人情報保護審査会
保健福祉部健康寿命推進課	保健福祉部健康寿命推進課	保健福祉部健康寿命推進課	保健福祉部健康寿命推進課	保健福祉部医療政策課	保健福祉部保健福祉政策課	保健福祉部保健政策課	こども未来部青少年・こども家庭課	こども未来部こども未来政策課	生活環境部環境管理課	生活環境部環境管理課	生活環境部環境管理課	生活環境部環境指導課	生活環境部サステナブル社会推進課	生活環境部男女参画・人権課	生活環境部県民ふれあい課		

五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五一	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三
土地収用法に規定するあつせん委員	徳島県森林審議会	徳島県農業共済保険審査会	徳島県農林水産審議会	徳島県職業能力開発審議会	徳島県大規模小売店舗立地審議会	徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会	徳島県障害児通所給付費等不服審査会	徳島県障害児通所給付費等不服審査会	徳島県障がい者施策推進協議会	徳島県介護保険審査会	徳島県薬事審議会	徳島県麻薬中毒審査会	後期高齢者医療審査会	徳島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険審査会	徳島県指定難病審査会
県土整備部県土整備政策課	農林水産部林業振興課	農林水産部農林水産政策課	農林水産部農林水産政策課	経済産業部産業人材課	経済産業部企業支援課	保健福祉部障がい福祉課	保健福祉部障がい福祉課	保健福祉部障がい福祉課	保健福祉部障がい福祉課	保健福祉部長寿いきがい課	保健福祉部薬務課	保健福祉部薬務課	保健福祉部健康寿命推進課国保運営室	保健福祉部健康寿命推進課国保運営室	保健福祉部健康寿命推進課	

七十九	七八八	七十七	七十六	七十五	七十四	七十三	七十二	七十一	七十	六十九	六十八	六十七	六十六	六十五	六十四	六十三	六十二	六十
徳島県西部地区感染症診査協議会	徳島県南部地区感染症診査協議会	徳島県東部地区感染症診査協議会	徳島県精神医療審査会	徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会	徳島県立二十一世紀館協議会	徳島県立文書館協議会	徳島県立近代美術館協議会	徳島県立図書館協議会	徳島県地方港湾審議会	徳島県建築士審査会	徳島県建築審査会	徳島県都市計画審議会	徳島県屋外広告物審議会	徳島県開発審査会	徳島県土地利用審査会	徳島県国土利用計画審議会	徳島県建設工事紛争審査会	土地収用法に規定する仲裁委員
徳島県三好保健所	徳島県阿南保健所	徳島県精神保健福祉センター	鳥居記念館	二十一世紀館	文書館	美術館	博物館	図書館	県土整備部港湾政策課	県土整備部住宅課建築指導室	県土整備部住宅課建築指導室	県土整備部都市計画課	県土整備部都市計画課	県土整備部用地対策課	県土整備部用地対策課	県土整備部建設管理課	県土整備部国土整備政策課	

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附
則

徳島県規則第三十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「部等」を「本部」に、「第四条第一号」を「第九条」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改める。

別表第一中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改め、同表徳島県東京本部長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表徳島県関西本部長の項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

別表第二服務関係事項の項第一号の1中「以下」の下に「この項において」を加え、同項第六号中「昭和四十年徳島県人事委員会規則七一一」を「徳島県人事委員会規則七一一」に改める。

別表第二の二徳島県東部県税局長の項第二号の2中「第二十三の十六」を「第二十三条の十六」に改め、同号の3中「第二十三の二十」を「第二十三条の二十」に改め、同号の4中「第二十三の二十一」を「第二十三条の二十一」に改め、同号の5中「第二十三の二十三」を「第二十三条の二十三」に改め、同項第六号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同表徳島県東部保健福祉局長の項第一号の2中「保健福祉部健康づくり課長」を「保健福祉部健康寿命推進課長」に改め、同項第五十二号の2及び9中「の返還」を「を返還させることの決定」に改め、同項第六十一号の1中「受理」の下に「及び同条第八項の規定による医師に対する届出の要求」を加え、同号中27を33とし、26を32とし、25を31とし、同31の前に次のように加える。

34 第四十四条の三の二第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定
35 第四十四条の三の三第一項の規定による療養費の支給の決定

30 第四十四条の三の五第三項の規定による検体等の受領
31 第四十四条の三の六の規定による届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十一号中24を26とし、23を25とし、22を24とし、同号の21中「同条第二項」の下に「（第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同21を同号の23とし、同号中20を22とし、3から19までを2ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 第十五条の二第一項の規定による当該職員による質問又は調査
4 第十五条の三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問、同条第二項の規定による報告及び当該職員による質問又は調査並びに同条第七項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定による当該職員による質問又は調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十一号に次のように加える。
34 第五十条の三第一項の規定による医療に要する費用の負担の決定
35 第五十条の四第一項の規定による療養費の支給の決定

長」を「保健福祉部健康寿命推進課長」に改め、同項第八十号の5中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「及び」を「又は」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第四号の22中「第五十七条の五」を「第五十七条の四第一項（第五十七条の人において準用する場合を含む。）」に、「認可」を「認可等」に改め、同号中53を55とし、27から52までを2ずつ繰り下げ、26の次に次のように加える。

28 第七十六条の十三第一項の規定による認可地縁団体への組織変更の認可、同条第二項の規定による市町村長の同意の取得及び同条第三項の規定による市町村長への通知

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第十二号中「農林水産部スマート林業課長」を「農林水産部林業振興課長」に改め、同項第二十五号及び第二十六号中「農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課長」を「農林水産部鳥獣対策・里山振興課長」に改め、同項第四十二号及び第四十三号を削り、同項第四十四号の5中「（公益社団法人徳島森林づくり推進機構が実施主体となるものを除く。）」を削り、同号を同項第四十二号とし、同項中第四十五号を第四十三号とし、第四十六号から第五十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第七号の2中「体育館」を「体育館等」に改め、同項第八号の1中「の認定」を「等の認定等」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改め、同号の5中「の認定」を「等の認定」に改め、同項第九号の2中「認定」を「認定等」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改め、同項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
別表第二の三中徳島県立保健製薬環境センター所長の項を削り、徳島県動物愛護管理センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立図書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）に関する次のこと（徳島県立図書館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立博物館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立近代美術館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立近代美術館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立文書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立文書館に係るものに限る。）

二 徳島県立文書館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立二十一世紀館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（1及び3にあつては、徳島県立二十一世紀館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可

- 2 第四条第一項の規定による観覧料の徴収、同条第二項の規定による使用料の徴収並びに同条第三項の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の免除
- 3 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

二 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項ただし書の規定による観覧料及び使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定

- 2 第四条ただし書の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の還付
- 3 第五条の規定による観覧料及び使用料に關し必要な事項の決定

三 徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理

四 徳島県文化の森総合公園文化施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

五 徳島県立二十一世紀館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立鳥居龍藏記念博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立鳥居龍藏記念博物館に係るものに限る。）

徳島県立保健製薬環境センター所長

一 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用の許可

- 2 第五条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令

- 3 第六条の規定による使用料の徴収

- 4 第七条第一項の規定による手数料の徴収

5 第八条の規定による使用料等の減免

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第一項の規定による情報の公表（定例的なものに限る。）

三 試験等の成績書等の交付

四 研修生の受け入れの承認

別表第二の三徳島県中央こども女性相談センター所長の項の項名を「徳島県こども女性相談センターの長」に改め、同項第一号の10中「（同条第六項において準用する場合を含

む。」を削り、同項第六号を次のように改める。

- 六 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下この項において同じ。）等及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。）等の一定保護（厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して実施する場合を含む。）並びに困難な問題を抱える女性等の女性自立支援施設への入所及び退所の決定

別表第二の三徳島県中央こども女性相談センター所長の項第七号中「処理」の下に「（徳島県中央こども女性相談センター所長に限る。）」を加え、同表徳島県南部こども女性相談センター所長及び徳島県西部こども女性相談センター所長の項から徳島県立鳥居龍藏記念博物館長の項までを削り、同表徳島県立工業技術センター所長の項第一号の2中「起業家支援室又は研究室（以下「起業家支援室等」という。）」を「研究室」に改め、同号の4から7までの規定中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第一号の6中「徴収及び」を「徴収、」に改め、「免除」の下に「及び同条第四項ただし書の規定による使用料等の全部又は一部の還付」を加え、「免除」同号の9中「徴収及び」を「徴収並びに」に改め、同号の11中「同条第二項」を「同条第二項ただし書」に改め、同項第二号の8中「住民票」を「住民票の写し」に改め、同号の10中「同項第三号の規定による」を削る。

別表第三服務関係事項の項第二号中「昭和四十年徳島県人事委員会規則八一二」を「徳島県人事委員会規則八一二」に改め、同表個別事項の項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号の4を次のように改める。

4 第三十九条の二第一項及び第二項の規定による監督处分

別表第三個別事項の項第三号に次のように加える。

- 5 第四十一条第一項の規定による活用推進計画の策定（第四十九条第一項に規定する場合を除く。）、第四十一条第四項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第四十一条第五項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第四十一条第六項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による公表及び送付並びに第四十一条第七項の規定による活用推進計画の変更（第四十九条第一項に規定する場合及び同条第五項に規定する変更を除く。）

- 6 第四十三条第一項の規定による実施計画の認定、同条第二項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施、第四十三条第三項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知並びに第四十三条第四項の規定による実施計画の変更の認定

7 第四十五条第一項の規定による認定計画実施者に対する勧告、同条第二項の規定

による認定の取消し並びに同条第三項の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知

8 第四十九条第二項（同条第五項において読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得

9 第五十二条第一項の規定による認定計画実施者に対する漁港水面施設運営権の設定

10 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可、同条第五項の規定による必要な措置の実施及び同条第六項の規定による公表

11 第五十七条第三項の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新

12 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消し、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令及び同条第三項の規定による抵当権者の通知

13 第六十一条第一項の規定による漁港協力団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

14 第六十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による改善命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示

15 第六十四条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言

別表第三個別事項の項第五十三号の2中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同号の8を削り、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十二号を第五十三号とし、第五十一号を第五十二号とし、第五十号を第五十一号とし、同項第四十九号中「もの」を「事業に係るもの」に改め、同号を同項第五十号とし、同項中第四十八号を第四十九号とし、第三十三号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号の7を削り、同号の6中「第十条」を「第十二条」に改め、同6を同号の7とし、同号の5中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同5を同号の6とし、同号の4中「第八条」を「第九条」に、「閲覧」を「閲覧の実施」に改め、同4を同号の5とし、同号の3の次に次のように加える。

4 第八条の規定による業務規程の変更の届出の受理

別表第三個別事項の項第三十二号の8中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号の9中「第十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号の10中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同号の11中「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同号の12中「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同号の13中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十四号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号の6中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同号の7及び8中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の5中「第三十八条第一項」の下に「（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の6中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）に関する次のこと（徳島県南部総合県民局長に限る。）。

- 1 第四十二条の規定による漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者への通知
- 2 第四十七条の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者への通知

3 別表第五その一第四号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同表その二中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改める。

4 別表第九徳島県立高等学校の長の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務の処理別表第九徳島県立高等学校の長の項に次の二号を加える。

五 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）に関する次のこと（1から3までにあつては徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の職を命じられた者に限り、4から6までにあつては徳島県立徳島寮管理者の職を命じられた者に限る。）。

- 1 第七条の規定による使用料の徴収
- 2 第十条の規定による使用料の減免
- 3 第十一条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付
- 4 第十五条第一項の規定による宿泊料の徴収及び同条第二項ただし書の規定による宿泊料の徴収の時期の特例の決定
- 5 第十六条における第十条の規定による宿泊料の減免
- 6 第十六条において準用する第十一条ただし書の規定による宿泊料の全部又は一部の還付

六 委託料（徳島県立高等学校総合寄宿舎の給食に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為（徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の職を命じられた者に限る。）

別表第九徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の項及び徳島県立徳島寮管理者の項を削り、同表徳島県立総合教育センター所長の項第一号の2中「損害の賠償責任」を「損害賠償責任」に改める。

別表第十第一号中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改める。

別表第十三第一号中「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「本部」に改め、同表第四号の2中「同条第四項」を「第八十一条第四項」に改め、同表第八号の1中「十三の項から」の下に「二十三の項まで、二十五の項、二十七の項から」を加え、「から九十の項まで」を削る。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（県立総合大学校本部、徳島県文化の森振興センター及び徳島県産業人材育成センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、徳島県会計規則別表第三に掲げる会計課の所管する二号解^か（以下「会計課の所管する二号解^か」という。）、徳島県教育委員会（事務局に限る。）、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会

、徳島県警察本部（警務部情報発信課及び会計課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室及び」に改め、「及び徳島県産業人材育成センタ」を削り、「掲げる会計課」を「掲げる出納局会計課」に、「限る。」及び「を「限る。」並びに「に改め、同表総務事務管理課の所掌に属する歳入及び歳出に係る次に掲げる事務の項の項名中「総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改め、同項中「総務事務管理課長」を「企画総務部総務事務管理課長」に改め、同表徳島県会計規則別表第一に掲げる一号解及び同規則別表第三に掲げる一号解の所管する二号解（以下「一号解」の所管する二号解）という。」の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第四号の16及び徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入並びにこれらの還付並びに歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第二号の14中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十九号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県税条例施行規則の一部改正)

第一条 徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「経営戦略部税務課」を「企画総務部税務課」に改める。

(徳島県会計規則の一部改正)

第二条 徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「会計課」を「出納局会計課」に改める。

第五条第一項中「同表二の項」を「同表第二号」に改め、同項の表第一号の1中「会計課長、会計課スマート会計担当室長、会計課副課長及び会計課長が指定する会計課課長補佐並びに総務事務管理課長及び総務事務管理課副課長」を「出納局会計課の課長、副課長及び課長が指定する課長補佐並びに企画総務部総務事務管理課（以下「総務事務管理課」という。）の課長（以下「総務事務管理課長」という。）及び副課長」に改め、同号の2中「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同号の3中「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に、「及び係長」を「又は係長」に改め、同号の6中「、県立総合大学校本部の副本部長」を削り、同号の7中「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同号の11中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「徳島県産業人材育成センター」並びに「を削り、同号の12中「会計課」を「出納局会計課」に、「、徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同表第二号の1中「の課の副課長及び室の室長補佐（会計事務について室の長を補佐する者に限る。）並びに」を「、」に改め、同号の5及び6中「徳島県教育委員会事務局の室を含み、かつ、」を削り、同条第二項中「課（課等及び徳島県教育委員会事務局の室を含み、かつ、」を「課等（）に、「当該課」を「当該課等」に改める。

第二十七条の3第一項の表第一号中「県立総合大学校本部の副本部長並びに」を削り、同表第六号中「及び室」、「課にあつては」及び「、室にあつては室長補佐（会計事務について室の長を補佐する者に限る。）」を削る。

第五十一条中「税務課長」を「企画総務部税務課長（以下「税務課長」という。）」に改める。

第一百八条第一項中「県立総合大学校本部の長を含み、」を削る。

別表第二中「徳島県防災人材育成センター」を「徳島県防災人材育成センター」に

「徳島県立保健製薬環境センター」

「徳島県立保健製薬環境センター」

「徳島県中央こども女性相談センター」を

「徳島県南部こども女性相談センター」

に

徳島県西部こども女性相談センター

改める。

別表第三その一の表中「会計課」を「出納局会計課」に改め、同その一の表会計課の項中「徳島県防災人材育成センター」 徳島県立保健製薬環境センター」を「徳島県防災人材育成センター」に、「徳島県立二十一世紀館」を「徳島県立二十一世紀館」 德島県立保健製薬環境センター」に改め、同その一の表徳島県南部総合県民局の項中「徳島県出羽島診療所」を「徳島県南部こども女性相談センター」 德島県出羽島診療所」に改め、同その一の表徳島県西部総合県民局の項中「徳島県立西部テクノスクール」を「徳島県西部こども女性相談センター」 德島県立西部テクノスクール」に改め、同表その二の表中「会計課」を「出納局会計課」に改める。

様式第九十七号その一中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に、「」を「、」に改める。

(徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第三条 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「県立総合大学校本部長」を「上席秘書幹」に改め、「徳島県産業人材育成センター所長並びに」及び「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第四条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第二条第一項中「の長」の下に「及び知事戦略公室長」を加え、同条第三項中「、徳島県産業人材育成センター」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削り、「の長」の下に「並びに上席秘書幹」を加える。

第六条第一項中「所掌又は補助執行（以下「所管」という。）する」を「所掌又は補助執行（以下「所管」という。）に係る」に改め、「（徳島県東京本部及び徳島県関西本部に限る。以下同じ。）」を削る。

第九条第一項中「経営戦略部管財課長」を「企画総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改め、同条第二項中「経営戦略部管財課長」を「管財課長」に改める。

第十四条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第六十三条中「十三人」を「十四人」に改める。

第六十四条第一項中「知事が指定する副知事」を「副知事（副知事が複数置かれる場合にあつては、知事が指定する副知事）」に改める。

第六十五条中「を除く」を「及び知事戦略公室長を除く」に改める。

第六十八条第二項中「監察評価課及び会計課」を「出納局会計課」に、「政策創造部地方創生局市町村課、経営戦略部人事課、財政課及び管財課」を「企画総務部財政課、管財課及び市町村課」に改める。

第六十九条中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

様式第三号中「、」を「、」に、「課（本部・兼部局・センター等・総合県民局・教育機関等）名」を「所属名」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に、「」を「」に、「本部・東部各局・センタ一等・総合県民局・教育機関等名」を「所属名」に改める。

様式第六号中「(第22条)」を「(第22条、第23条関係)」に、「」を「」に改める。

様式第七号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に、「」を「」に改める。

(徳島県契約事務規則の一部改正)

第五条 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「課(」の下に「知事戦略公室及び」を加える。

(徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第六条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則(昭和三十九年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第一条第一号中「及び局の長並びに」を「の長、知事戦略公室長及び」に改め、同条第三号中「財政課の長」を「企画総務部財政課の長並びに上席秘書幹」に改め、同条第四号中「県立総合大学校本部」及び「徳島県産業人材育成センター」を削り、「の長」の下に「並びに上席秘書幹」を加える。

第五条中「財政課長」を「企画総務部財政課長(以下「財政課長」という。)」に改める。

第二十二条第一項中「会計課長」を「出納局会計課長(以下「会計課長」という。)」に改める。

(徳島県財政事情の公表の閲覧の請求及びその方法に関する規則の一部改正)

第七条 徳島県財政事情の公表の閲覧の請求及びその方法に関する規則(昭和三十九年徳島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「経営戦略部財政課」を「企画総務部財政課」に改める。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

第八条 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第二号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同項第二号中「部長」の下に「又は知事戦略公室長」を加える。

第五条第一項中「部長、」の下に「知事戦略公室長、」を加え、同項第一号中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改め、同項第一号中「職員厚生課長」を「企画総務部職員厚生課長」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「長」の下に「又は上席秘書幹」を加え、同条第三項中「(徳島県東京本部及び徳島県関西本部に限る。)」を削る。

(徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第九条 徳島県港湾施設管理条例施行規則(昭和四十年徳島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「県土整備部運輸政策課」を「県土整備部港湾政策課」に改める。

(河川法施行細則の一部改正)

第十条 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「徳島県国土整備部水管理政策課」を「徳島県国土整備部河川政策課」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第十一条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ため、」の下に「知事戦略公室、」を加え、同条第二項中「それぞれ」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「長」の下に「又は上席秘書幹」を加える。

別表課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局の項の項名中「課」を「知事戦

略公室、課」に改め、

女子に限る。

を

に改め、

同表危機管理環境部消防保安課又は徳島県総合県民局の項の項名を「危機管理部消防保安課又は徳島県総合県民局」に改め、同表危機管理環境部グリーン社会推進課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名を「生活環境部サステナブル社会推進課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部」に改め、同表危機管理環境部環境指導課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名を「生活環境部環境指導課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部」に改め、同表危機管理環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名を「生活環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部」に改め、同表経営戦略部管財課の項の項名を「企画総務部管財課」に改め、同表徳島県東部保健福祉局又は徳島県総合県民局の項中「作業ぐつ」を「作業靴」に改め、同表徳島県こども女性相談センター又は徳島県総合県民局の項を次のように改める。

徳島県こども女性相談センター						
保健師の業務に従事する職員			児童福祉司の業務に従事する職員			
白衣	冬服上・下	夏服上・下	作業靴	作業服上・下	防寒服	作業服上・下
二	二	二	一	二	一	二
二年	四年	四年	二年	二年	三年	二年

別表未来創生文化部文化資源活用課の項の項名を「観光スポーツ文化部文化資源活用課」に改め、同項中「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に、「安全ぐつ」を「安全靴」に改め、同表徳島県産業人材育成センターの項の項名を「経済産業部産業人材課」に改め、同表農林水産部又は徳島県総合県民局農林水産部の項及び徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局農林水産部の項中「安全ぐつ」を「安全靴」に改め、同表農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課の項の項名を「農林水産部鳥獣対策・里山振興課」に改め、同項中「安全ぐつ」を「安全靴」に、「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改め、同表農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項中「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改め、同表農林水産部スマート林業課、農山漁村振興課、生産基盤課又は森林整備課の項の項名を「農林水産部林業振興課、農山漁村振興課、生産基盤課又は森林土木・保全課」に改め、同表徳島県東部県土整備局又は徳島県総合県民局県土整備部の項中「安全ぐつ」を「安全靴」に、「作業ぐつ」を「作業靴」に、「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に、「きやはん」を「脚はん」に改め、同表徳島県東部県土整備局の項中「作業ぐつ」を「作業靴」に、「安全ぐつ」を「安全靴」に、「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改め、同表県土整備部河川整備課の項の項名を「県土整備部河川政策課」に改め、同表の注中「作業ぐつ」を「作業靴」に、「くつ」を「靴」に、「安全ぐつ」を「安全靴」に改める。

様式第一号中「取扱責任者」を「責任者」に、「」を「、」に改める。

様式第二号中「所屬機関」を「責任者」に、「」を「、」に改める。

(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第十二条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第三条中「十三人」を「十四人」に改める。

第四条第一項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条を次のように改める。

(委員)

第五条 委員は、危機管理部危機管理政策課長、企画総務部政策企画課長、財政課長及び管財課長、観光スポーツ文化部にぎわい政策課長、生活環境部生活環境政策課長、こども未来部こども未来政策課長、保健福祉部保健福祉政策課長、経済産業部経済産業政策課長、農林水産部農林水産政策課長、県土整備部県土整備政策課長、出納局会計課長、教育委員会事務局教育政策課長並びに警察本部警務部会計課長をもつて充てる。

第七条中「県立総合大学校本部長」を「上席秘書幹」に改め、「徳島県産業人材育成センター所長並びに」及び「(室長を含む。)」を削る。

第十条中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

別記様式中「ヒヤ」を「ヒヤー」に、「ヒヤー」を「ヒヤー」に、「、聯壁」

を「、審査」に改め、「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 特殊な物品については、規格及び品質の各欄に附属品等についても詳細に記入すること。
- ※印欄は、記入しないこと。

(徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正)

第十三条 徳島県職員の勤務発明等に関する規則（昭和四十一年徳島県規則第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「知事が指定する副知事」を「副知事（副知事が複数置かれる場合にあつては、知事が指定する副知事）」に改め、同条第三項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第十九条中「危機管理環境部長」を「生活環境部長」に、「商工労働観光部長」を「経済産業部長」に、「人事課長」を「並びに企画総務部人事課長」に改める。

第二十一条中「経営戦略部人事課」を「企画総務部人事課」に改める。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第4条関係）」に、「、」を「、」に改める。

様式第一号中「様式第2号」を「様式第2号（第4条関係）」に改め、「印」を削り、「係・科」を「担当」と、「、」を「、」と、「役立つよう」を「役立つよう」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

第十四条 徳島県補償審査委員会設置規則（昭和四十一年徳島県規則第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「総務課長」を「企画総務部政策企画課長」に、「税務課長、県土整備政策課長」を「及び税務課長、県土整備部県土整備政策課長」に、「營繕課長、会計課長」を「及び營繕課長、出納局会計課長」に、「及び」を「並びに」に改める。

(徳島県職員委員会規則の一部改正)

第十五条 徳島県職員委員会規則（昭和四十一年徳島県規則第八百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第四号を次のように改める。

三 企画総務部長

四 企画総務部人事課長

(徳島県用度事業特別会計規則の一部改正)

第十六条 徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十一年徳島県規則第二百三十九号）のようすに改正する。

第二条第一号中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削り、「及び室、人事委員会事務局の任用課、監査事務局の監査第一課、労働委員会事務局の調整課、収用委員会事務局、議会事務局の総務課並びに警察本部の警務部会計課」を「、人事委員会事務局任用課、監査事務局監査第一課、労働委員会事務局調整課、収用委員会事務局、議会事務局総務課並びに警察本部警務部会計

課」に改め、同条第三号中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

第四条第一項中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加え、「経営戦略部管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

別表各課等（県立総合大학교本部及び警察本部の警務部会計課を除く。）の項の項名を「各課等（警察本部警務部会計課を除く。）」に改め、同表県立総合大학교本部、徳島県東京本部及び徳島県関西本部の項の項名中「県立総合大학교本部、」を削る。

様式第四号中「**四**」を削る。

様式第五号から様式第七号までの規定中「**四**」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第八号中「所屬長名」を「申請者」に改め、「**四**」を「、」に改める。

様式第九号中「**四**」を削り、「、」を「、」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第十七条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十一年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 課長 徳島県行政組織規則（昭和四十一年徳島県規則第十五号）第五条第二項及び第六条第二項に規定する課、知事戦略公室、徳島県文化の森振興センター、教育委員会事務局教育政策課、人事委員会事務局任用課、監査事務局監査第一課、労働委員会事務局調整課、収用委員会事務局並びに議会事務局総務課（以下「課」という。）の長（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）をいう。

第二条第三号中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第六条中「管財課長」を「企画総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改める。

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第二項及び第三項、第十一條、第二十六条第二項並びに第二十七条第三項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第二十九条第一項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 危機管理部消費者政策課長
- 二 企画総務部人事課長、財政課長及び管財課長
- 三 出納局会計課長

第二十九条第二項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第三十二条中「管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

附則第二項中「第二十九条第一項第六号」を「第二十九条第一項第四号」に改める。

様式第一号中「所屬長」を「課長等」に改め、「**四**」を削り、「から、」を「から、」に改める。

様式第四号中「、」を「、」に、「所屬長名」を「課長等」に改め、「**四**」を削り、「徳島県経営戦略部管財課長」を「管財課長」に改める。

様式第十号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に、「所屬長」を「課長等」に改

め、「四」を削り、「、」を「、」に改める。

(徳島県庁舎等管理規則の一部改正)

第十八条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第四条第二項の表万代庁舎等（万代庁舎のうち、主として議会の用に供する部分を除く。）の項中「経営戦略部管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「事務部局の課」の下に「（知事戦略公室を含む。）」を加え、「課内室（）」を「知事戦略公室にあつては上席秘書幹、」に、「をいう。以下同じ。」にあつては、「」を「にあつては当該」に改め、「教育委員会事務局の課又は室」を「教育委員会事務局の課」に、「又は室の長（）」を「の長（）」に、「政策創造部地方創生局市町村課長」を「企画総務部市町村課長」に改める。

第十五条第一項第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第十七条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

(正木ダム操作規則の一部改正)

第十九条 正木ダム操作規則（昭和五十三年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「県土整備部水管理政策課」を「県土整備部河川政策課」に改める。

(徳島県土地改良財産規則の一部改正)

第二十条 徳島県土地改良財産規則（昭和五十八年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改め、同条第二項中「農山漁村振興課長」を「農林水産部農山漁村振興課長（以下「農山漁村振興課長」という。）」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第二十一条 生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「、」を「、」に、「国保・地域共生課」を「地域共生推進課」に改める。

(徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第二十二条 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年徳島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「県土整備部水・環境課」を「県土整備部水環境整備課」に改める。(福井ダム操作規則の一部改正)

第二十三条 福井ダム操作規則（平成七年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「県土整備部水管理政策課」を「県土整備部河川政策課」に改める。(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第二十四条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島

県規則第二十二号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「課」の下に「知事戦略公室及び」を加える。

(徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第二十五条 徳島県環境影響評価条例施行規則(平成十二年徳島県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 徳島県生活環境部環境管理課

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第二十六条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「(特別職の指定等に関する条例(平成十五年徳島県条例第四十六号)第一条第二項に規定する政策監をいう。以下同じ。)及び」を「、「」に、「の職に」を「及び知事戦略公室長の職に」に、「部長の順序とし、部長が代理する場合の順序は、経営戦略部、危機管理環境部、政策創造部、未来創生文化部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部」を「企画総務部長、知事戦略公室長、危機管理部長、観光スポーツ文化部長、生活環境部長、こども未来部長、保健福祉部長、経済産業部長、農林水産部長、県土整備部長」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第二十七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年徳島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「、「」を「、「」に、「国籍・居留在出生地」を「居留在出生地」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十八年徳島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「経営戦略部人事課、スマート県庁推進課及び総務事務管理課」を「企画総務部人事課、総務事務管理課及び情報政策課」に改める。

第二十九条 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則(平成二十八年徳島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課」を「徳島県生活環境部サステナブル社会推進課」に改める。

(徳島県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第三十条 徳島県流域下水道事業財務規則(令和二年徳島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第二項を除く。)中「水・環境課長」を「水環境整備課長」に改める。

第二条第二項中「県土整備部水・環境課長」を「県土整備部水環境整備課長」に、「

「水・環境課長」を「水環境整備課長」に、「水・環境課副課長」を「県土整備部水環境整備課副課長」に改める。

第七十八条、第八十三条及び第八十四条第一項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

- 2 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県告示第百七十三号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程の一部改正)

第一条 基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程（昭和三十年徳島県告示第五百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改める。

(徳島県県営林極印使用規程の一部改正)

第二条 徳島県県営林極印使用規程（昭和三十四年徳島県告示第百六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「農林水産部スマート林業課長」を「農林水産部林業振興課長」に改める。

(昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号の一部改正)

第三条 昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号（徳島県立自然公園を指定する件）の一部を次のように改正する。

「徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課」を「徳島県生活環境部サステナブル社会推進課」に改める。

(昭和四十五年徳島県告示第二百九十五号等の一部改正)

第四条 次に掲げる告示の規定中「徳島県県土整備部砂防・気候防災課」を「徳島県県土整備部砂防防災課」に改める。

- 一 昭和四十五年徳島県告示第二百九十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二 昭和四十六年徳島県告示第六百四十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三 昭和四十六年徳島県告示第六百四十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四 昭和四十六年徳島県告示第六百四十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五 昭和四十六年徳島県告示第六百四十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六 昭和四十六年徳島県告示第六百四十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七 昭和四十六年徳島県告示第六百九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八 昭和四十六年徳島県告示第六百九十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九 昭和四十六年徳島県告示第六百九十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十 昭和四十六年徳島県告示第六百九十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十一 昭和四十六年徳島県告示第八百九十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十二 昭和四十六年徳島県告示第九百二十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十三 昭和四十六年徳島県告示第九百五十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十四 昭和四十六年徳島県告示第九百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十五 昭和四十七年徳島県告示第六十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十六 昭和四十七年徳島県告示第一百一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十七 昭和四十七年徳島県告示第一百一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十八 昭和四十七年徳島県告示第一百十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 十九 昭和四十七年徳島県告示第一百十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 二十 昭和四十七年徳島県告示第百三十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十一 昭和四十七年徳島県告示第百七十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十二 昭和四十七年徳島県告示第二百十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十三 昭和四十七年徳島県告示第二百四十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十四 昭和四十七年徳島県告示第四百九十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十五 昭和四十七年徳島県告示第六百二十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十六 昭和四十七年徳島県告示第六百二十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十七 昭和四十七年徳島県告示第七百九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十八 昭和四十七年徳島県告示第七百八十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十九 昭和四十八年徳島県告示第百五十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十 昭和四十八年徳島県告示第百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十一 昭和四九年徳島県告示第百七十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十二 昭和四九年徳島県告示第五百八十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十三 昭和五十年徳島県告示第二百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十四 昭和五十一年徳島県告示第四百十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十五 昭和五十一年徳島県告示第七百九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十六 昭和五十二年徳島県告示第二百五十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十七 昭和五十三年徳島県告示第二百二十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十八 昭和五十三年徳島県告示第四百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十九 昭和五十三年徳島県告示第千号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十 昭和五十五年徳島県告示第三百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十一 昭和五十六年徳島県告示第一百十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十二 昭和五十六年徳島県告示第一百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十三 昭和五十六年徳島県告示第九百二十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十四 昭和五十七年徳島県告示第三百十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十五 昭和五十八年徳島県告示第二百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十六 昭和五十八年徳島県告示第七百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十七 昭和五十九年徳島県告示第一百五十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十八 昭和五九年徳島県告示第五百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十九 昭和六十年徳島県告示第八十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十 昭和六十年徳島県告示第七百九十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 五十一 昭和六十一年徳島県告示第六百八十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十二 昭和六十二年徳島県告示第五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十三 昭和六十二年徳島県告示第六百七十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十四 昭和六十三年徳島県告示第二百五十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十五 昭和六十三年徳島県告示第七百五十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十六 平成元年徳島県告示第二百十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十七 平成元年徳島県告示第八百九十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十八 平成二年徳島県告示第九十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十九 平成二年徳島県告示第二百二十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十 平成三年徳島県告示第十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十一 平成四年徳島県告示第二百三十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十二 平成五年徳島県告示第二百二十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十三 平成五年徳島県告示第七百三十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十四 平成七年徳島県告示第二百三十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十五 平成八年徳島県告示第三百九十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十六 平成九年徳島県告示第二百四十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十七 平成九年徳島県告示第三百九十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十八 平成十年徳島県告示第一百八十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十九 平成十年徳島県告示第一百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十 平成十一年徳島県告示第七十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十一 平成十一年徳島県告示第一百五十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十二 平成十一年徳島県告示第四百六十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十三 平成十一年徳島県告示第八百二十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十四 平成十二年徳島県告示第二百五十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十五 平成十三年徳島県告示第二百六十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十六 平成十四年徳島県告示第二百二十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十七 平成十四年徳島県告示第六百八十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十八 平成十五年徳島県告示第一百二十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十九 平成十五年徳島県告示第一百五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十 平成十五年徳島県告示第二百六十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十一 平成十六年徳島県告示第七十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十二 平成十七年徳島県告示第二百三十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十三 平成十七年徳島県告示第二百四十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十四 平成十八年徳島県告示第二百四十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十五 平成十八年徳島県告示第六百二十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十六 平成十九年徳島県告示第九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 八十七 平成十九年徳島県告示第二百八十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
八十八 平成二十年徳島県告示第一百十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
八十九 平成二十年徳島県告示第三百八十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十 平成二十年徳島県告示第七百六十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十一 平成二十一年徳島県告示第二百九十分号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十二 平成二十一年徳島県告示第七百六十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十三 平成二十二年徳島県告示第一百三十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十四 平成二十二年徳島県告示第五百八十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 九十五 平成二十三年徳島県告示第五十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十六 平成二十三年徳島県告示第一百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十七 平成二十三年徳島県告示第五百十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十八 平成二十三年徳島県告示第八百五十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 九十九 平成二十四年徳島県告示第七百十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百一 平成二十四年徳島県告示第七百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百一 平成二十六年徳島県告示第八十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百二 平成二十六年徳島県告示第二百一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百三 平成二十六年徳島県告示第四百三十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百四 平成二十六年徳島県告示第六百三十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百五 平成二十七年徳島県告示第六百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百六 平成二十九年徳島県告示第七十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百七 平成二十九年徳島県告示第五百二十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百八 平成三十年徳島県告示第七百四十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百九 令和四年徳島県告示第五百五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
(昭和四十五年徳島県告示第一百八十一号の一部改正)

第五条 昭和四十五年徳島県告示第一百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表備考に掲げる建築物等の項中「並びに」を「、」に改め、「課内室」の下に「並びに知事戦略公室」を加える。

（徳島県貸金業者登録簿閲覧規程の一部改正）

第六条 徳島県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和五十八年徳島県告示第八百二十一号）の一

部を次のように改正する。

第二条中「徳島県商工労働観光部企業支援課内」を「徳島県経済産業部企業支援課内」に改める。

（徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正）

第七条 徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年徳島県告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

（平成二十四年徳島県告示第二百十七号等の一部改正）

第八条 次に掲げる告示の規定中「徳島県危機管理環境部環境管理課」を「徳島県生活環境部環境管理課」に改める。

- 一 平成二十四年徳島県告示第一百十七号（騒音に係る環境基準の地域類型を指定する件）
 - 二 平成二十四年徳島県告示第二百十八号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域を指定する件）
 - 三 平成二十四年徳島県告示第二百十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件）
 - 四 平成二十四年徳島県告示第二百二十一号（徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域を定める件）
 - 五 平成二十四年徳島県告示第二百二十三号（振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する件）
 - 六 平成二十四年徳島県告示第二百二十四号（特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件）
 - 七 平成二十四年徳島県告示第二百二十五号（振動規制法の規定による知事が指定する区域を定める件）
 - 八 平成二十四年徳島県告示第二百二十七号（悪臭防止法の規定による規制地域を指定する件）
- （平成二十六年徳島県告示第二百五十二号の一部改正）
第九条 平成二十六年徳島県告示第二百五十二号（津波災害警戒区域を指定する件）の一部を次のように改正する。
「徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課」を「徳島県危機管理部防災対策推進課」に改める。
(令和五年徳島県告示第二百七十三号の一部改正)
- （令和五年徳島県告示第二百七十三号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件）の一部を次のように改正する。
表中「消防保安課」を「危機管理部消防保安課」に、「消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理部安全衛生課」に、「長寿いきがい課」を「保健福祉部長寿いきがい課」に、「徳島県産業人材育成センター」を「経済産業部産業人材課」に、「畜産振興課」を「農林水産部畜産振興課」に改める。）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

府 中 一 般
東 部 各 個
各 総 合 県 民 局 等
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県知事　後藤田　正　純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(職員の表彰に関する規程の一部改正)

第一条 職員の表彰に関する規程(昭和二十七年徳島県訓令第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「監察局長」を削り、「(以下「総合県民局」という。)の長」を「の長又は知事戦略公室長(以下「県民局長等」という。)」に改める。

第五条第一項及び第二項中「総合県民局の長」を「県民局長等」に、「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第六条中「総合県民局の長」を「県民局長等」に改める。

様式第一号中「」を「」に改め、「㊂」を削る。

様式第二号中「㊂」を削る。

(徳島県公印規程の一部改正)

第二条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「監察局長印及び監察局印」を「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」に改め、「局長印及び局印」を削る。

第三条第一項中「危機管理環境部消防保安課」を「危機管理部消防保安課」に改め、同条第三項第三号を次のように改める。

三　徳島県こども女性相談センター

第六条第一項中「法制文書課長」を「企画総務部総務監察課法制文書室長(以下「法制文書室長」という。)」に、「監察局長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「会計課長が管守し」を「出納局会計課長(以下「会計課長」という。)が管守し」に、「新調(行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。)」、改刻又は廃棄する」を「新調(行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。)」、改刻又は廃棄をする」に改め、同条第三項中「監察局長印及び監察局印」を「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」に改め、「又は監察局」を削り、「の長」の下に「又は上席秘書幹」を加え、「監察局長の」を「知事戦略公室長の」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「税務課長」を「企画総務部税務課長」に、「新調、改刻又は廃棄する」を「新調、改刻又は廃棄をする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「監察局長」を「企画総務部長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中

「監察局長」を「企画総務部長」に改め、同項を同条第六項として、同条中第八項を第七項としてす。

第八条中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改める。

第九条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「かかる公印を新調、改刻又は廃棄した」を「係る公印の新調、改刻又は廃棄をした」に、「先立ち、前条」を「先立ち、前条の規定」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に、「を廃棄しようとする」を「の廃棄をしようとする」に、「とにかくはその」を「とにかくは、その」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十条中「を新調、改刻又は廃棄した」を「の新調、改刻又は廃棄をした」に改める。

第十一條中「監察局長」を「企画総務部長」に改め、「徴し」の下に「」を加え、「を求める」を削り、「を提出せしめる」を「の提出を求める」に改める。

第十四条第一項中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改め、同条第一項中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改め、同項第一号中「主務課長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加え、同条第二項中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改める。

「

監察局長印

出納局長印

局長印



(23×23)

「 知事戦略公室長印



(23×23)

出納局長印

監察局印



(20×20)



(23×23)

「 知事戦略公室長印

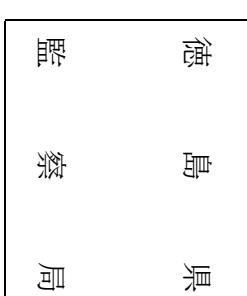


(23×23)

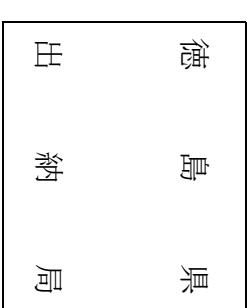
出納局長印

」

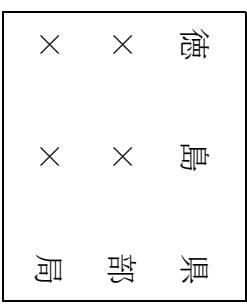
「 知事戦略公室印



(45×45)



(45×45)



(30×30)



(45×45)

島 県

統 計 局

に改める。

(45×45)」

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第三条 加賀須野橋可動橋操作要領（昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改め、同条第二項中「てんまつ」を「てん末」に改める。

(徳島県統計調査調整規程の一部改正)

第四条 徳島県統計調査調整規程（昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削る。

第三条第一項中「政策創造部」を「企画総務部」に改め、「の長」の下に「及び知事戦略公室長」を、「課」の下に「又は知事戦略公室」を加え、「政策創造部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「政策創造部長」を「企画総務部長」に改める。

第四条中「統計データ課」を「企画総務部統計課」に改め、「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加え、「統計データ課長」を「企画総務部統計課長」に改める。

様式第一号中「政策創造部長」を「企画総務部長」に、「部長名」を「部長又は知事戦略公室長」に改め、「印」を削り、「、」を「、」に、「すべて」を「全て」に改める。

(徳島県広報事務処理規程の廃止)

第五条 徳島県広報事務処理規程（昭和三十八年徳島県訓令第五百六十九号）は、廃止する。

(徳島県職員服務規程の一部改正)

第六条 徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「人事課長」を「企画総務部人事課長（以下「人事課長」という。）」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条第二項中「平成四年徳島県人事委員会規則七一四」を「徳島県人事委員会規則七一四」に改める。

第十四条第一項中「昭和四十年徳島県人事委員会規則七一一」を「徳島県人事委員会

規則七一一に改める。

第十八条中「昭和四十年人事委員会規則八一二」を「徳島県人事委員会規則八一二」に改める。

第二十条中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十五条の三中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第三十八条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四十条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

様式第十号の三中「四」を削る。

様式第十号の四から様式第十号の六まで及び様式第十二号中「四」を削り、「、」を「、」に改める。

(徳島県行政資料管理規程の一部改正)

第七条 徳島県行政資料管理規程(昭和四十三年徳島県訓令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「統計データ課長」を「企画総務部統計課長」に改める。

第三条中「行なう」を「行う」に、「統計データ課」を「企画総務部統計課」に改める。

第四条第一項中「並びに県立総合大学校本部」を「、知事戦略公室」に、「徳島県産業人材育成センター及び」を「並びに」に改め、「の長」の下に「(知事戦略公室にあつては、上席秘書幹)」を加え、同条第二項中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第六条中「政策創造部長」を「企画総務部長」に改める。

(職員の人事評価及び自己申告制度実施規程の一部改正)

第八条 職員の人事評価及び自己申告制度実施規程(昭和四十五年徳島県訓令第七百二十二号)の一部を改正する。

第六条中「人事課長」を「企画総務部人事課長(以下「人事課長」という。)」に改める。

(徳島県県営林經營規程の一部改正)

第九条 徳島県県営林經營規程(昭和四十六年徳島県訓令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改める。

(徳島県県有車両整備管理実施規程の一部改正)

第十条 徳島県県有車両整備管理実施規程(昭和四十七年徳島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

第四条第二号ロ、第五条及び第六条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第七条中「管財課長」を「企画総務部管財課長(以下「管財課長」という。)」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

(徳島県行政考査規程の一部改正)

第十一條 徳島県行政考查規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（考查の実施）

第三条 考査は、隨時行う。

第四条第三項中「監察評価課」を「企画総務部総務監察課」に改める。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「関係課等の長」を「関係する課及び課内室、東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）並びに総合県民局の長、労働委員会及び収用委員会の事務局長並びに上席秘書幹（以下「関係課等の長」という。）」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条中「行なわれる」を「行われる」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第十二条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

部	課	危機管理部	企画総務部	生活環境部	経済産業部	農林水産部	県土整備部
		消防保安課 安全衛生課	管財課 市町村課	サステナブル社会推進課 環境指導課 環境管理課	企業支援課	林業振興課 水産振興課 農山漁村振興課 生産基盤課 森林土木・保全課	用地対策課 高規格道路課 都市計画課 河川政策課 砂防防災課 港湾政策課

（徳島県道路維持補修規程の一部改正）

第十三条 徳島県道路維持補修規程（昭和四十九年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改める。

第二条第二項中「道路整備課長」を「県土整備部道路整備課長（以下「道路整備課長」という。）」に改める。

（徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第十四条 徳島県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、徳島県産業人材育成センターを除く。」を削り、同条第四号中「（徳島県産業人材育成センターを除く。）」を削り、同条第六号中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削る。

第三条第二項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第三項中「経営戦略部職員厚生課長」を「企画総務部職員厚生課長（以下「職員厚生課長」という。）」に改める。

第四条第二項中「経営戦略部職員厚生課長」を「職員厚生課長」に改め、同条第四項中「経営戦略部職員厚生課副課長」を「企画総務部職員厚生課副課長」に改める。

第五条第二項中「長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第十二条第九項中「経営戦略部職員厚生課」を「企画総務部職員厚生課（以下「職員厚生課」という。）」に改める。

第三十二条第七項中「経営戦略部職員厚生課」を「職員厚生課」に改める。
（徳島県職員研修規程の一部改正）

第十五条 徳島県職員研修規程（平成七年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。
（県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正）

第十六条 県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「並びに県立総合大学校本部並びに」を「、知事戦略公室、」に、「センター等及び」を「センター等並びに」に改め、同条第七号中「経営戦略部スマート県庁推進課長」を「企画総務部情報政策課行政DX推進室長」に改め、同条第八号中「所属長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第十四条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。
（徳島県工事検査規程の一部改正）

第十七条 徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「出納局公共入札検査課長」の下に「（以下「公共入札検査課長」という。）」を加える。

第四条第一項中「並びに県立総合大学校本部並びに」を「、」に、「センター等及び」を「センター等並びに」に改め、「長」の下に「並びに上席秘書幹」を加える。

第五条及び第十条中「出納局公共入札検査課長」を「公共入札検査課長」に改める。
（徳島県法規審議委員会規程の一部改正）

第十八条 徳島県法規審議委員会規程（平成十三年徳島県訓令第十号）の一部を次のように

に改正する。

第三条第二項中「監察局長」を「企画総務部長」に、「監察局次長」を「企画総務部副部長（企画総務部副部長が一人以上置かれているときは、委員長が指定する企画総務部副部長）」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二 企画総務部総務監察課長、人事課長、財政課長、管財課長及び市町村課長

第四条第三項中「監察局監察評価課長」を「企画総務部総務監察課長」に改める。

第六条第一項中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削り、「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹（）」を加える。

第八条第二項中「監察局長」を「企画総務部長」に改める。

第九条中「監察局法制文書課」を「企画総務部総務監察課法制文書室」に改める。（附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正）

第十九条 附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

幹事		幹事		幹事		幹事		幹事		委員		委員		委員		委員		委員等		附属機関		附屬機関	
消防保安課長 いきがい課長	消費者政策課長 障がい福祉課長	医療政策課長 道路整備課長	長寿 都市	危機管理部長	危機管理部長	防災対策推進課長 康寿命推進課長 計画課長	政策企画課長 企業支援課長 港湾政策課長	環境管理課長 水産振興課長 南部総合県民局地域創生防災部長	保健福祉政策課長 農林水産政策課長 砂防防災課 西部総合県民局地域創生観光部次長	政策監	政策監	政策監	政策監	政策監	職	職	職	職	職	職	職		
徳島県交通安全 対策会議	徳島県石油コン ビナート等防災	本部	本部員	政策監 危機管理部長	政策監 危機管理部長	防災対策推進課長 康寿命推進課長 計画課長	政策企画課長 企業支援課長 港湾政策課長	環境管理課長 水産振興課長 南部総合県民局地域創生防 災部長	保健福祉政策課長 農林水産政策課長 砂防防災課 西部総合県民局地域創生観 光部次長	政策監	政策監	政策監	政策監	政策監	職	職	職	職	職	職			
徳島県交通安全 対策会議	徳島県石油コン ビナート等防災	本部	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員等	附属機関	附屬機関			

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第二十条 徳島県兼務発令に関する規程（平成二十二年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

職兼ねる職

徳島県防災人材育成センター所長

德島県防災人材育成セミナー次長

危機管理部消費者政策課長

長 観光スポーツ文化部文化資源活用課

徳島県立埋蔵文化財総合センター所長

観光スポーツ文化部文化資源活用課 副課長	徳島県立埋蔵文化財総合センター副課長
徳島県立農林水産総合技術支援センター資源環境研究課長	徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮長 病害虫防除所長

第三条（見出しを含む。）中「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理部安全衛生課」に改める。

第五条中「危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課」を「危機管理部消費者政策課」に改める。

第八条を削り、第七条を第八条とする。

第六条の見出し及び同条第一項中「経営戦略部税務課」を「企画総務部税務課」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（企画総務部政策企画課への兼務）

第六条 徳島県東京本部の職員のうち、当該本部の庁舎で勤務することを命ぜられた者は、企画総務部政策企画課の兼務を命ぜられたものとする。

2 徳島県関西本部の職員のうち、当該本部の庁舎で勤務することを命ぜられた者は、企画総務部政策企画課の兼務を命ぜられたものとする。

第九条の見出しを「（徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮への兼務）」に改め、同条中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の」に、「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮長」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮長」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十一条とする。

（徳島県副知事の担任事務に関する規程の一部改正）

第二十一条 徳島県副知事の担任事務に関する規程（令和五年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口を次のように改める。

- 知事戦略公室、企画総務部、観光スポーツ文化部（観光政策課を除く。）、生活環境部（生活環境政策課国際交流室を除く。）及びこども未来部に関すること
- 活環境部（生活環境政策課国際交流室を除く。）及びこども未来部に関すること

第二条第二号イ中「保健福祉部、商工労働観光部」を「観光スポーツ文化部（観光政策課に限る。）、生活環境部（生活環境政策課国際交流室に限る。）、経済産業部」に改め、同号中口を削り、ハを口とし、ニをハとする。

（徳島県公文書管理規程の一部改正）

第二十二条 徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条第一項を除く。）中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改める。

第一条中「以下」を「次条、第五条、第十一条、第三十条第一項及び第三十四条第三項において」に改める。

第二条第一項第一号中「徳島県産業人材育成センター」を「知事戦略公室」に改め、同項第三号中「第九条第一項及び第二項」を「第九条」に改める。

第三条第一項中「監察局法制文書課長」を「企画総務部総務監察課法制文書室長」に、「法制文書課長」を「法制文書室長」に改め、同条第二項中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第四条第二項中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加える。

第六条第二項第一号中「徳島県産業人材育成センター及び」を削り、同条第四項第二号中「長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加える。

第七条中「監察局法制文書課」を「企画総務部総務監察課法制文書室」に、「法制文書課」を「法制文書室」に改める。

第九条第一項中「法制文書課」を「法制文書室」に改める。

第十二条第一項中「長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「いう」の下に「。以下「専用システム」という」を加え、同条第三項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 専用システムに立案の様式が登録されている事案 当該様式を用いる方法

第十条中「監察局長」を「企画総務部長」に改める。

第十二条中「法制文書課の」を「法制文書室の」に改める。

第十三条第一号中「法制文書課」を「法制文書室」に改める。

第二十六条第一項中「法制文書課」を「法制文書室」に改め、同条第二項第三号中「発送日を」の下に「登録し、又は」を加え、同条第三項第三号中「経営戦略部スマート県庁推進課長」を「企画総務部情報政策課行政DX推進室長」に改める。

第三十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第七条第一項ただし書の公文書管理規程で定める期間は、一年とする。

第三十四条第三項中「。以下」を「。第三十六条第三項において」に改める。

第三十六条の見出し中「等」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 規則第四条第一項の公文書管理規程で定める期間は、一年とする。

第四十条第一項第一号中「押印し、かつ、文書件名簿に記録する」を「押印する」に改める。

第四十八条第二項中「行い、その結果を監察統括監に報告する」を「行う」に改める。

第五十条中「監察局長」を「企画総務部長」に改める。

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

- 6 改正前の徳島県文書規程第四条第四項第一号及び第二号に掲げる文書については、令和六年一月一日から同年三月三十一日までの間に暦年による一連番号が付された文書に限り、新規程の相当規定により暦年による一連番号を付されたものとみなす。
- 別表第一中県立総合大学校本部の項及び徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、徳島県立鳥居龍藏記念博物館の項の次に次のように加える。

—徳島県立保健製薬環境センター

—和 稲 セ

別表第一徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の項を次のように改める。

—和 稲 セ

—徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮

—和 稲 セ

別表第一徳島県産業人材育成センターの項を削る。

—和 稲 セ

附 則

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式に相当するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。